

2022年10月18日開催:ユーザックシステム株式会社

改正電帳法に対応するために今から何をすべきか ～電帳法・消費税インボイス制度への対応～

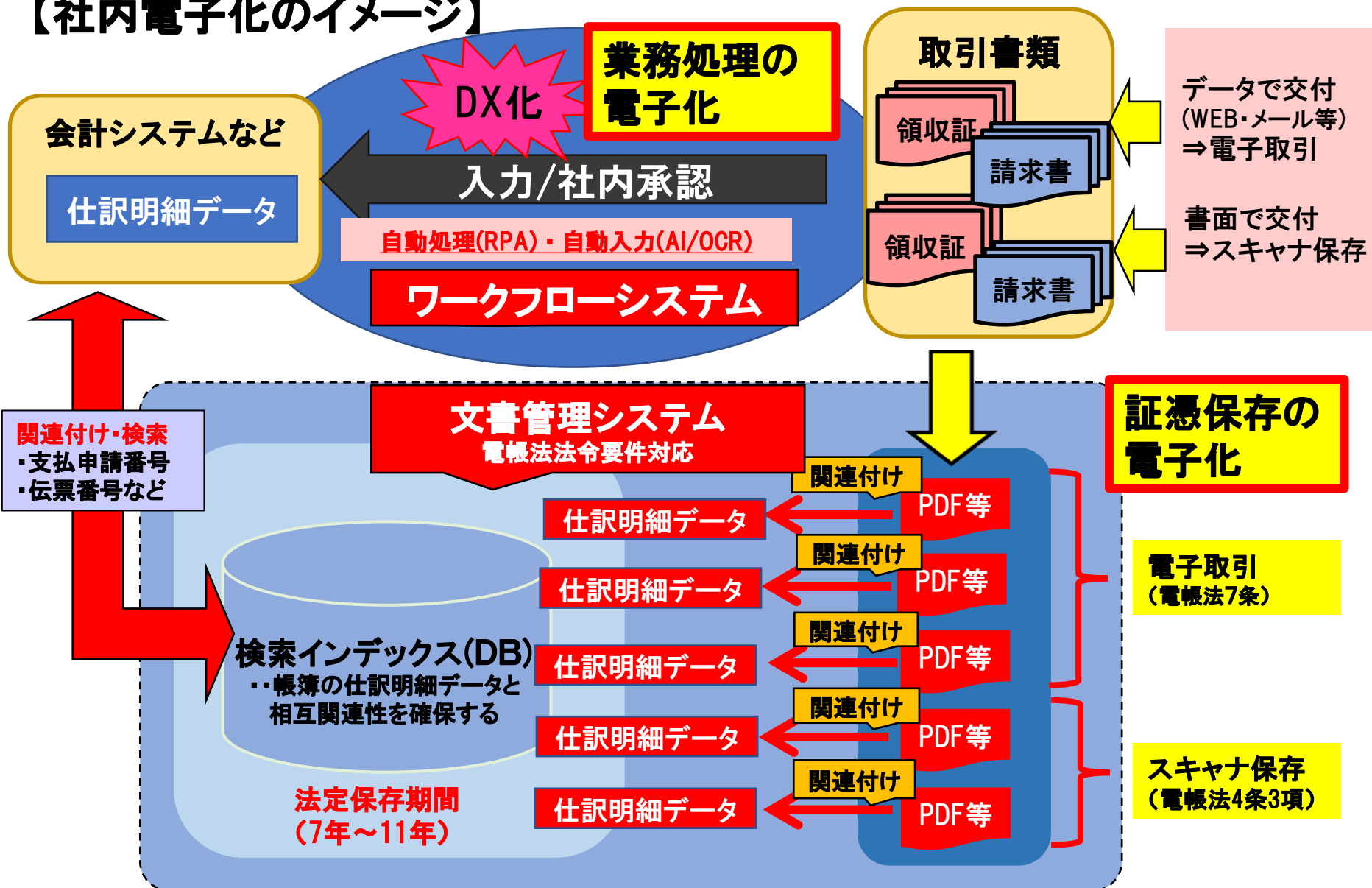


SKJコンサルティング合同会社
業務執行社員・税理士 袖山 喜久造
(SKJ総合税理士事務所 所長・税理士)

1. 改正電帳法に対応する電子化の検討

改正電帳法に対応する電子化の検討 【社内電子化のイメージ】

取引先

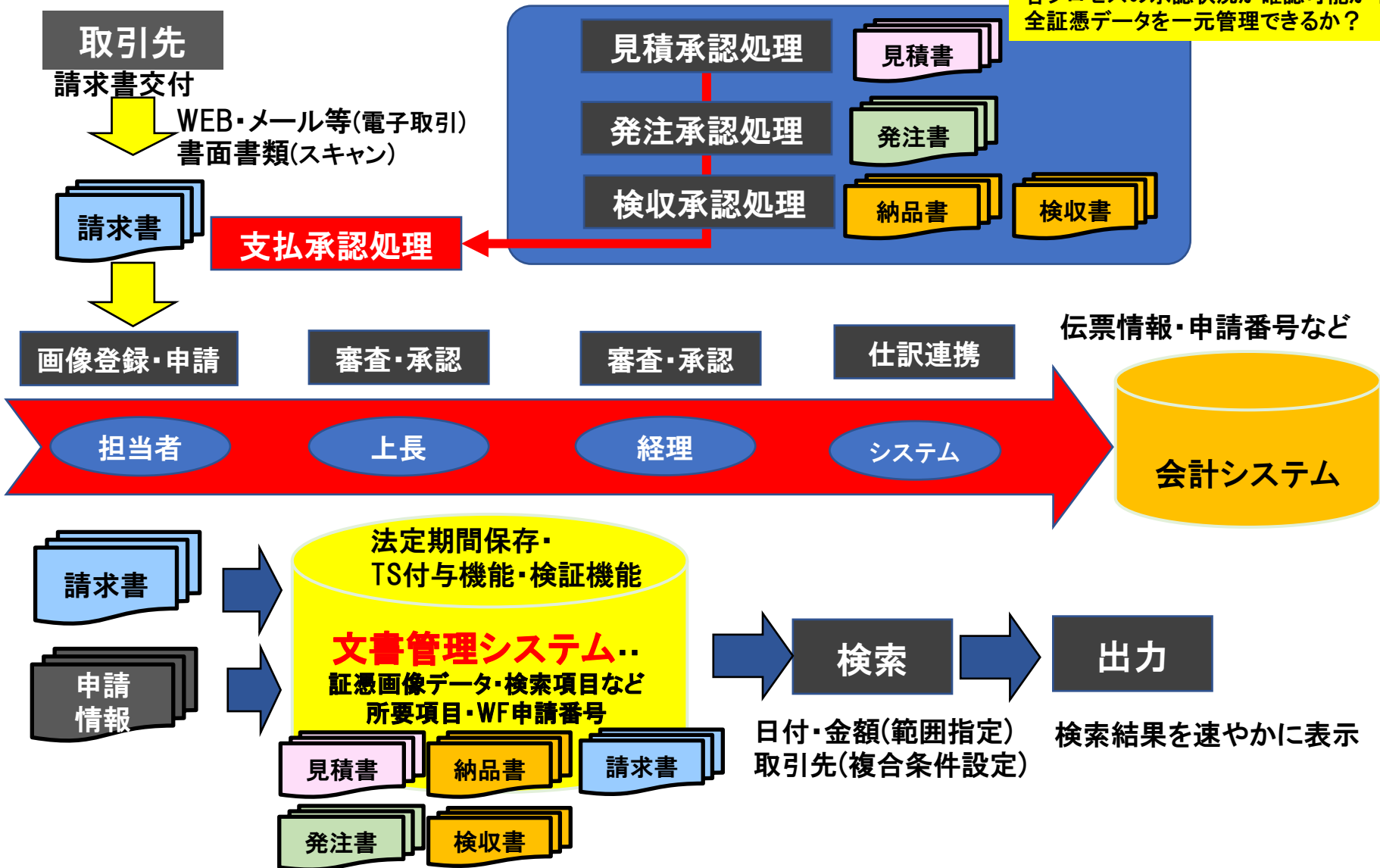


※JIIMA認証された電帳法対応システムを推奨

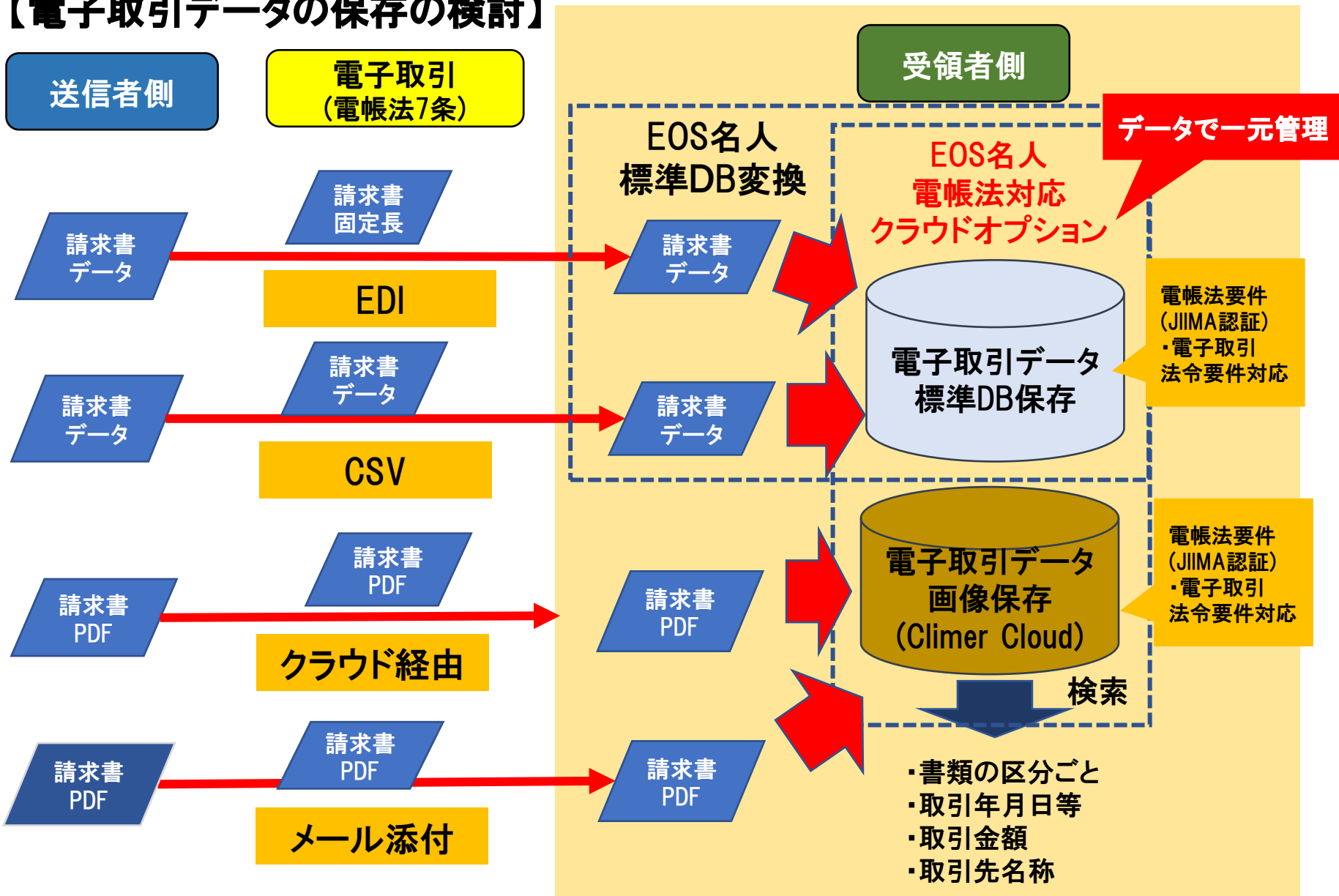
改正電帳法による電子化の検討 【経理業務DX化の検討】

ワークフロー機能

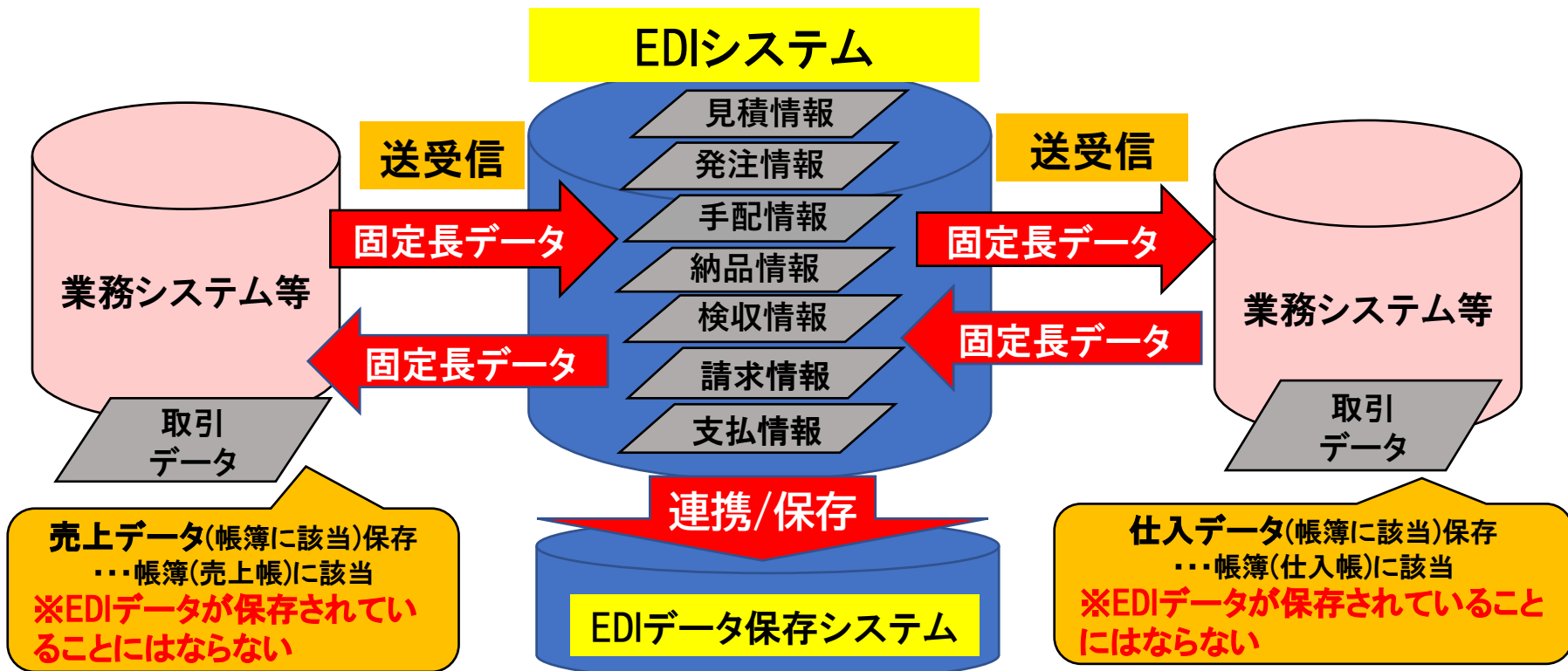
全業務が同一システムで処理可能か？
各プロセスの承認状況が確認可能か？
全証憑データを一元管理できるか？



改正電帳法に対応する電子化の検討 【電子取引データの保存の検討】



改正電帳法に対応する電子化の検討 【EDIシステム利用時の電帳法対応】



措置要件(電帳法施行規則4条1項3号)

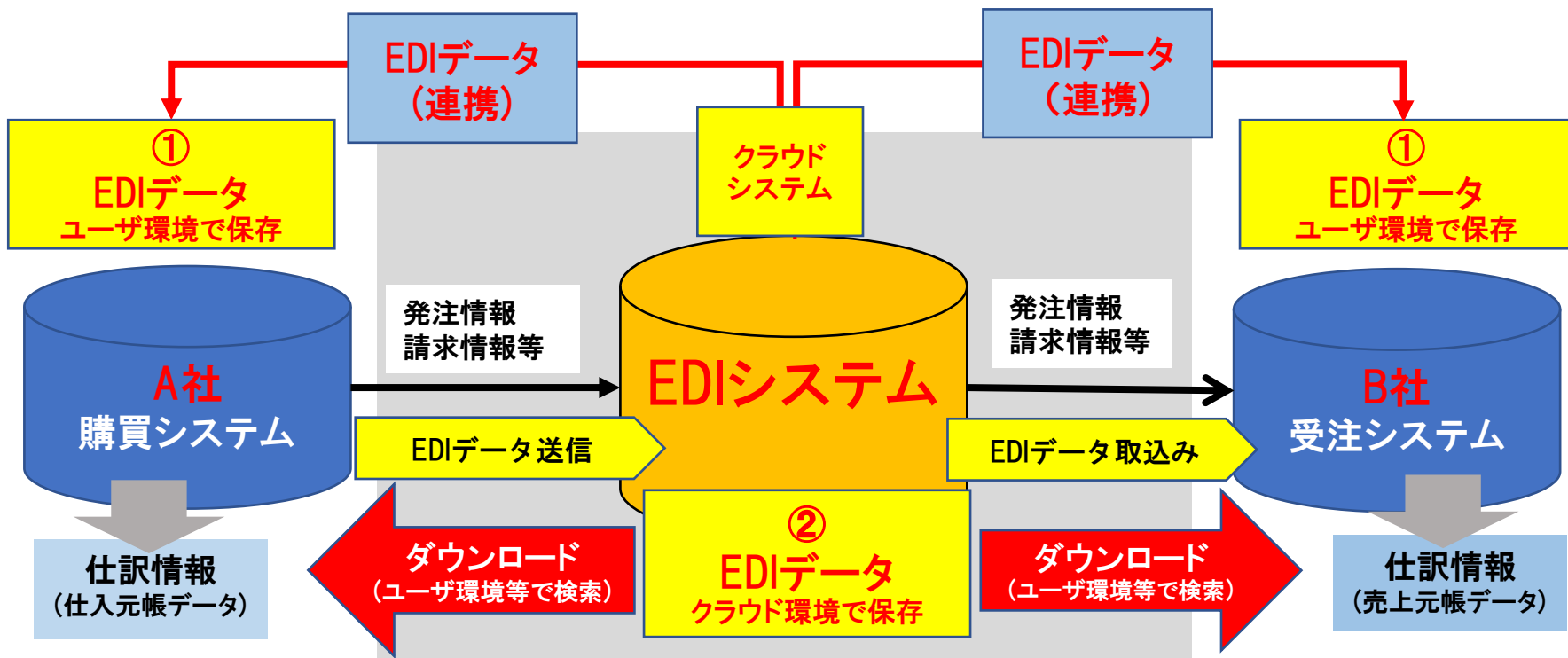
次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。
イ 当該電磁的記録について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

**取引データを保存(電帳法法令要件)
…取引情報に該当(電子取引)**

改正電帳法による電子化の検討

【EDI取引データの保存領域を検討】

- ①各社ごとにEDIデータを保存する
- ②EDIデータをクラウドで保存する



| メッセージ | 送受信日付 | 商品名 | 単価 | 数量 | 金額 | その他データ項目 |
|-------|----------|----------|-----|------|--------|----------|
| 見積情報 | 20220114 | A0012345 | 500 | 1000 | 500000 | |
| 見積情報 | 20220115 | A0012345 | 450 | 1000 | 450000 | |
| 発注情報 | 20220115 | A0012345 | 450 | 1000 | 450000 | |
| 納品情報 | 20220116 | A0012345 | 450 | 1000 | 450000 | |
| 検収情報 | 20220116 | A0012345 | 450 | 1000 | 450000 | |

保存上の注意点(見読性の確保)

- ①ヘッダー項目が確認できること
- ②マスター情報が確認できること
- ③整然とした形式で明瞭に出力できること

2. 改正電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法の改正概要

【帳簿書類等の電帳法改正事項】

所得税法・法人税法で保存義務

電帳法保存義務

国税関係帳簿

国税関係書類

電子取引

決算関係書類

取引関係書類

仕訳帳

総勘定
元帳

その他
帳簿

貸借
対照表

損益
計算書

実地
棚卸表

キャッシュ
フロー計
算書

個別
注記表

その他
決算書類

自社発行の控え

契約書

請求書控

見積書控

領収書控

注文書控

その他
控え書類

相手方から受領

見積書

請求書

注文書

領収書

納品書

その他
書類

EDI
データ

電子
契約書

メール
データ

WEB
請求書

WEB
領収書

FAX
ほか

保 存 方 法

書 面 (原 則)

データ(原則)

データ(特例)
電帳法4条1項

データ(特例)
電帳法4条2項

データ・スキャナ(特例)
電帳法4条2項・3項

スキャナ(特例)
電帳法4条3項

データ保存義務
電帳法7条

令和3年度電帳法改正内容

承認制度廃止

①一般電子帳簿

:要件緩和

②優良電子帳簿

:過少申告加算税5%
減免

データ保存(電帳法4条2項)

:要件緩和

検索機能のダウンロードによる検索容認

スキャナ保存(電帳法4条3項)

:要件緩和

入力期限・適正事務処理・検索要件等

罰則強化(スキャナ保存・電子取引)

データ改ざん:重加算税10%加重

書面保存不可:
データ保存必須
検索要件緩和等
2023年12月までの有
恕規定あり

改正電子帳簿保存法の概要

【税法・電帳法法令対応対象範囲】

| 根拠法律 | 種類 | 保存原則 | 保存特例 | 電帳法条文 | 対応優先度 | 要対応事項 |
|------|---|------|-------------------|-----------------|-------|--------------------------------|
| 法人税法 | 帳簿 ※法人税法で規定 | 書面 | データ | 法4条1項 データ保存 | 優先度中 | データ保存する場合の保存方法の検討 |
| | 決算関係書類 ※決算に際し作成 | 書面 | データ | 法4条2項 データ保存 | | データ保存する場合の保存方法の検討 |
| | 取引関係書類 ※自社紙発行控 | 書面 | データ | 法4条2項 データ保存 | | データ保存する場合の保存方法の検討 |
| | 取引関係書類 ※受領紙書類 | 書面 | データ | 法4条3項 スキャナ保存 | | スキャナ保存する場合の保存方法の検討 |
| 電帳法 | 電子取引 対象：取引先間においてデータで発行・受領される取引情報 例：EDI・メール・FAX・インターネット利用取引・クラウド利用ほか | データ | 令和3年度電帳法改正：書面保存廃止 | 法7条 データ保存 | 優先度高 | 調査結果の電子取引データを法令要件に従って保存する検討が必要 |

改正電子帳簿保存法の概要

【令和3年度改正：電子取引データの保存】

第七条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

令和4年度与党税制改正大綱
…令和5年12月31日までの宥恕を容認
やむを得ない場合の限定的な書面保存が可能(システム未導入・体制不備など)

令和3年度電帳法改正の内容

電子取引とは

取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう
(電帳法第2条第6号)

取引情報とは

取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収証、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。
(電帳法第2条第6号)

☑ 令和4年1月1日以降の電子取引データに係る書面保存は不可

⇒電帳法の要件に従ったデータ保存が必要(原則)

☑ 電子インボイス(消費税インボイス制度)は書面保存を容認

⇒法人税及び所得税の納税義務者は書面保存は不可

☑ タイムスタンプの付与期限を緩和

⇒電子取引データを保存する場合の措置の一つであるタイムスタンプの付与期限「遅滞なく」を「約2カ月以内」とする

☑ 検索項目等を緩和

①「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」の3項目に限定

②ダウンロードにより検索可能な場合は検索機能は不要

☑ 電子取引データの改ざんによる不正計算は重加算税10%加重賦課

電子帳簿保存法の改正概要

【令和3年度改正：電子取引データの保存要件】

法7条に規定する保存義務者は、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、①保存すべき場所に、②保存すべきこととなる期間、③規則第4条第1項第1号(送信者のタイムスタンプ)、第2号(授受後のタイムスタンプ付与・保存担当者情報)、第3号(訂正削除の履歴が残るシステムで授受及び保存)、第4号(訂正削除防止の規程の備付け及び運用)の措置を行い、④第二条第二項第二号(関係書類の備付け)及び第六項第六号並びに同項第七号(検索機能)において準用する同条第二項第一号(同号イに係る部分に限る。)に掲げる要件に従って保存しなければならない。(電帳法施行規則第4条第1項)

(1)保存場所

データの送信側の納税地
及び
データの受信側の納税地

納税地で出力できれば可
…クラウドでもOK

(2)保存期間

7年間或いは10年間(法人税法の規定による)

(3)措置

以下の①～④のいずれかの措置を行うこと(電子取引の授受方法ごとに選択する)

- ① 送信者側の**タイムスタンプ**付データを送信・受信者側は検証機能が必要
- ② 取引情報の授受後、約2カ月以内にタイムスタンプを付与・保存担当者情報が確認できること
- ③ 訂正削除できない(又は訂正削除履歴が保存)システムでデータを授受及び保存すること
- ④ 正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け・運用すること

(4)保存要件

関係書類の備付け:
システムの概要・操作マニュアル等を備え付け

見読性の確保:
整然とした形式で明瞭な状態で出力

検索機能の確保
項目:日付・金額・取引先
日付・金額範囲指定・2以上の項目による条件設定

国税関係帳簿書類のスキヤナ保存

【取引書類のスキヤナ保存:システム等の要件と運用要件】

保存システムの要件

- ✓ **タイムスタンプ付与機能**: ※認定タイムスタンプに限る
- ✓ **入力時情報の確認**: 解像度・階調・書類の大きさ情報が確認できる
※書類受領者がスキヤニングする場合は大きさ情報は除く(A4サイズ以下に限る)
- ✓ **訂正及び削除データの履歴保存及び内容確認**
- ✓ **入力者情報の確認**: 入力者の直接監督者情報でも可
- ✓ **相互関連性の確保**: 書類データと仕訳明細データを1対1で関連付
- ✓ **検索機能の確保**: 日付・金額は範囲指定・2以上の項目で複合条件設定

☑ **タイムスタンプを不要とできる**
…SaaS型クラウドサービスを利用する場合など
一定の要件を満たす場合のタイムスタンプを不要とできる

☑ **検索項目は3項目**
「取引年月日その他の日付・取引金額」「取引先名称」
☑ **ダウンロードして検索する方法も可**

入力機器の要件

- ・解像度200dpi以上で入力
- ・スマホ等のカメラは387万画素以上
- ・カラー画像(赤青緑各256階調)※一般書類は白黒256階調

出力機器の要件

- ・14インチ以上のディスプレイ
- ・カラープリンター※4ポイントの文字が認識可能の製品に限る
- ・整然とした形式及び明瞭な状態で出力

期限内入力(運用要件)

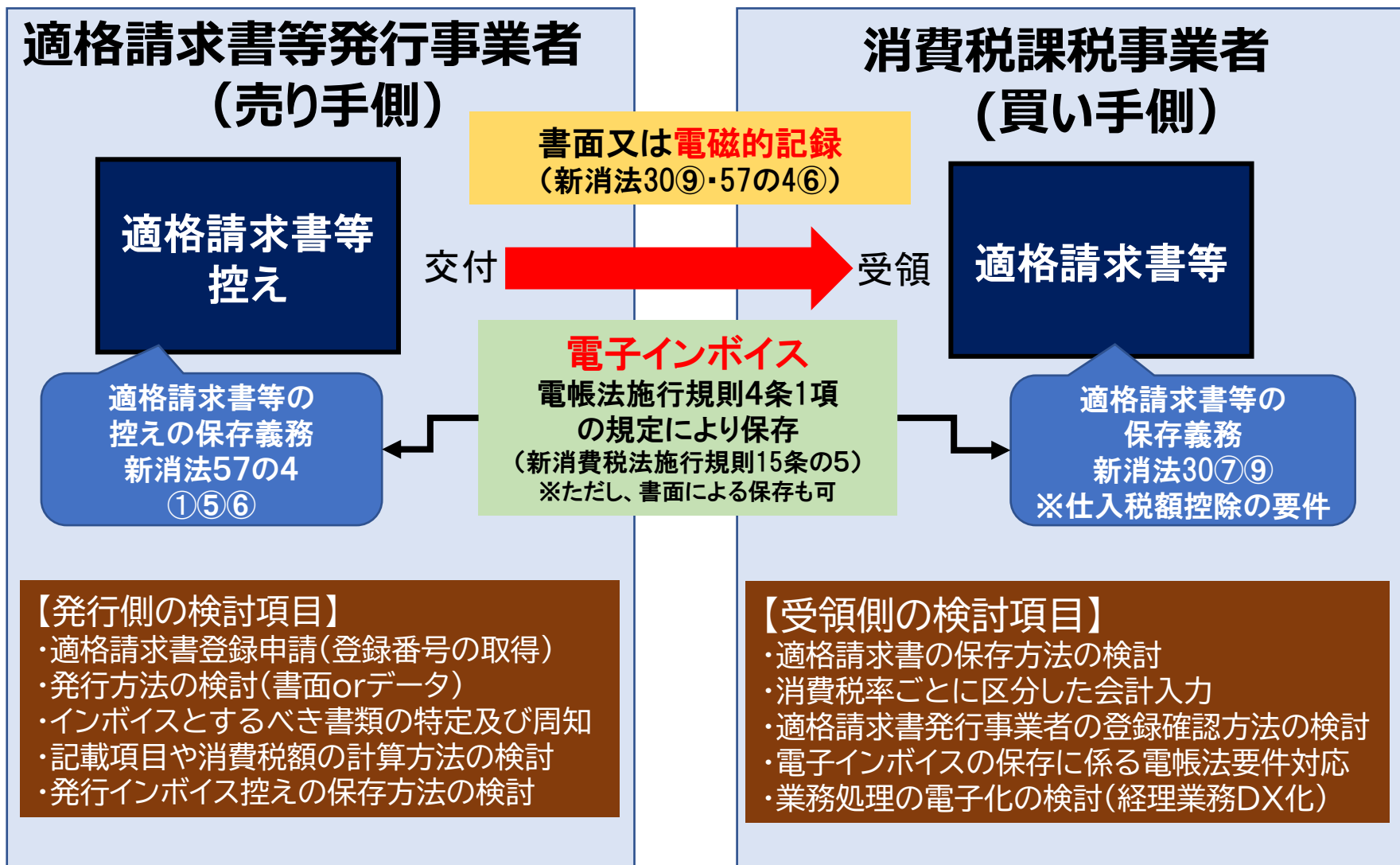
重要な書類のスキヤナ保存の入力期限(以下のいずれか)

- ・ **速やかに(概ね7営業日以内)**
- ・ **業務サイクル後速やかに入力(約67日以内)**
- ⇒ **スキヤナ保存の手順を定めた社内規程の整備が必要**

☑ **特に速やかに入力(概ね3営業日以内)の期限・自署要件を廃止**
☑ **適正事務処理要件を廃止**
2人以上の体制入力・定期検査要件が廃止

3. 消費税インボイス制度の電子化による対応

消費税インボイス制度の電子化による対応 【適格請求書の発行側・受領側の検討】



消費税インボイス制度の電子化による対応 【取引書類の授受方法による保存義務規定】

データ保存



保存義務(法人税法施行規則59条1項3号)

電子保存⇒税務署長の承認必要
(電帳法4条2項又は3項)

※令和4年1月1日以降は申請不要

適格請求書・紙出力し送付

- ・紙で発行するか、
- ・データを送付するか

適格請求書・データで送付

保存義務(電帳法7条)

電子保存⇒義務付け(申請不要)

※令和4年1月1日以降書面保存は不可(電帳法)

スキャナ保存



適格
請求書

紙で発行した場合・・・

原則:控えのデータを紙出力し書面保存

特例:データ保存

(保存要件:電帳法規則2条1項5号)

データで発行した場合・・・

送付したデータを保存する

(保存要件:電帳法規則4条1項)

紙で受領した場合・・・

原則:請求書原本を保存する

特例:スキャナ保存

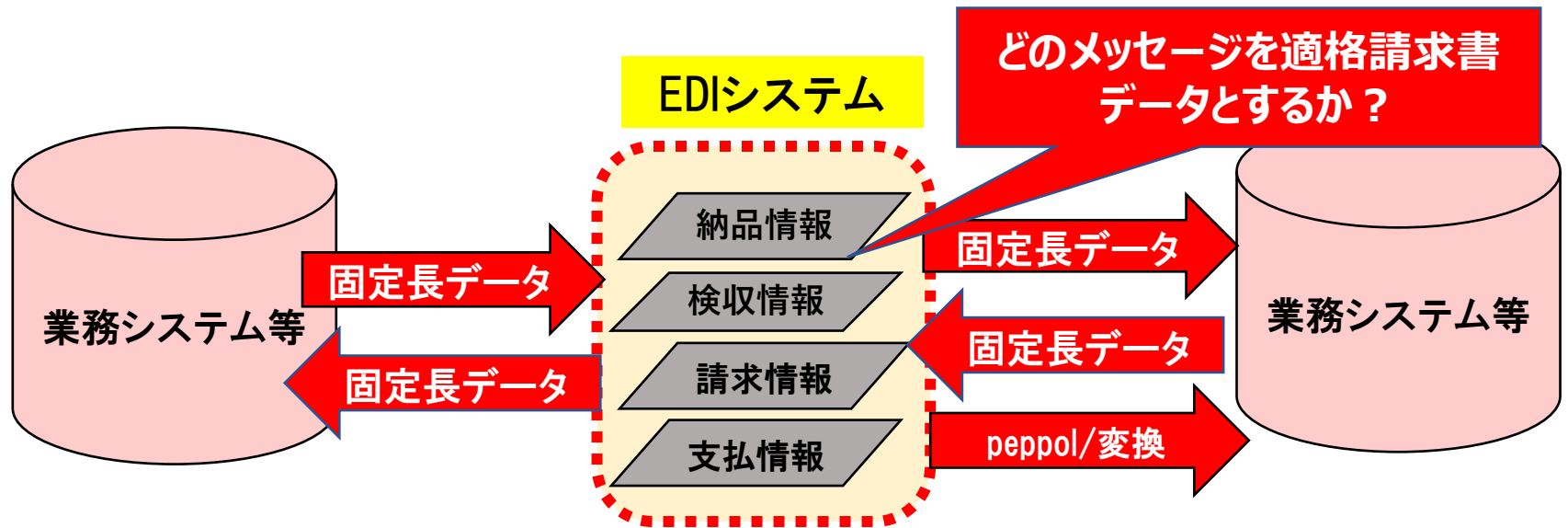
(保存要件:電帳法規則2条1項5号)

データで受領した場合・・・

受領したデータを保存する

(保存要件:電帳法規則4条1項)

消費税インボイス制度の電子化による対応 【EDIシステム利用者のインボイス制度対応】



☑どのメッセージを適格請求書データとするか

適格請求書は請求データ以外のメッセージ情報で対応可能

☑適格請求書データとするメッセージ情報に法令項目が含まれているか

適格請求書には記載すべき法令項目をすべて記載することが必要

☑消費税額の計算方法はメッセージの明細ごとに1回計算する(端数処理)

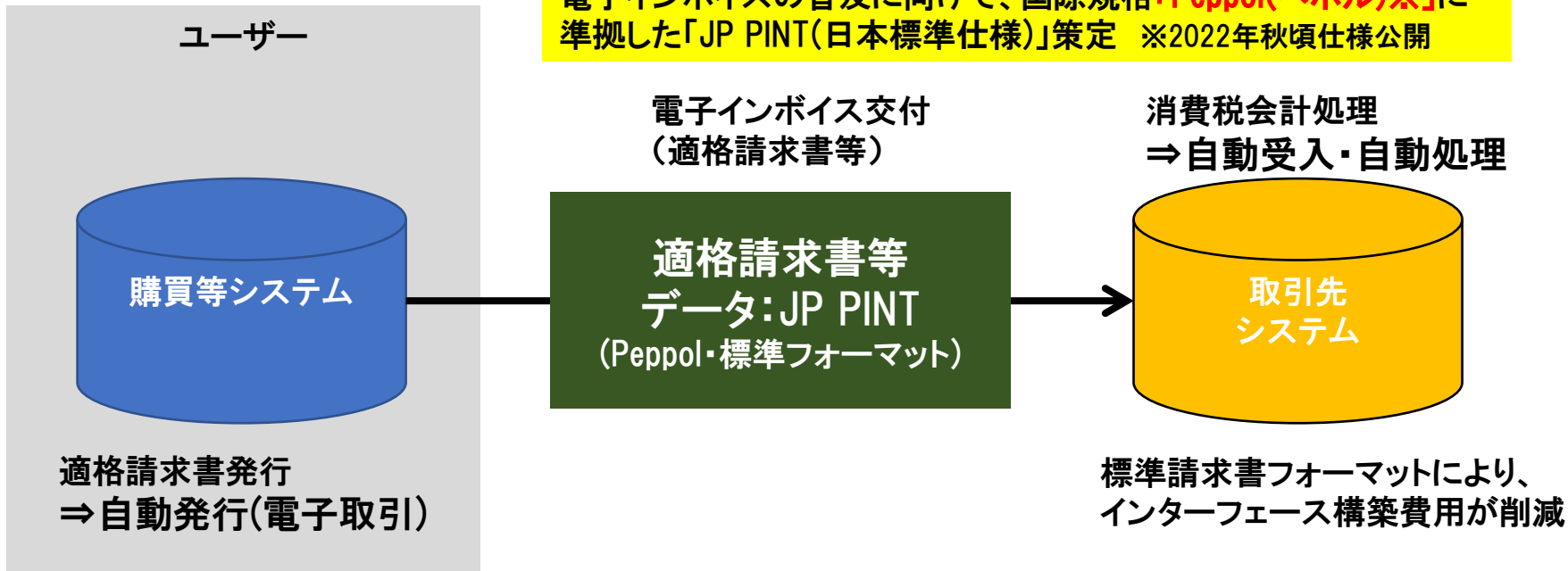
取引明細ごとではなくメッセージごとに消費税額の計算が必要

☑EDIデータの保存方法を検討する

EDIデータが保存されていなければ適格請求書の保存がされていないことになる

消費税インボイス制度の電子化による対応 【デジタルインボイス推進協議会】

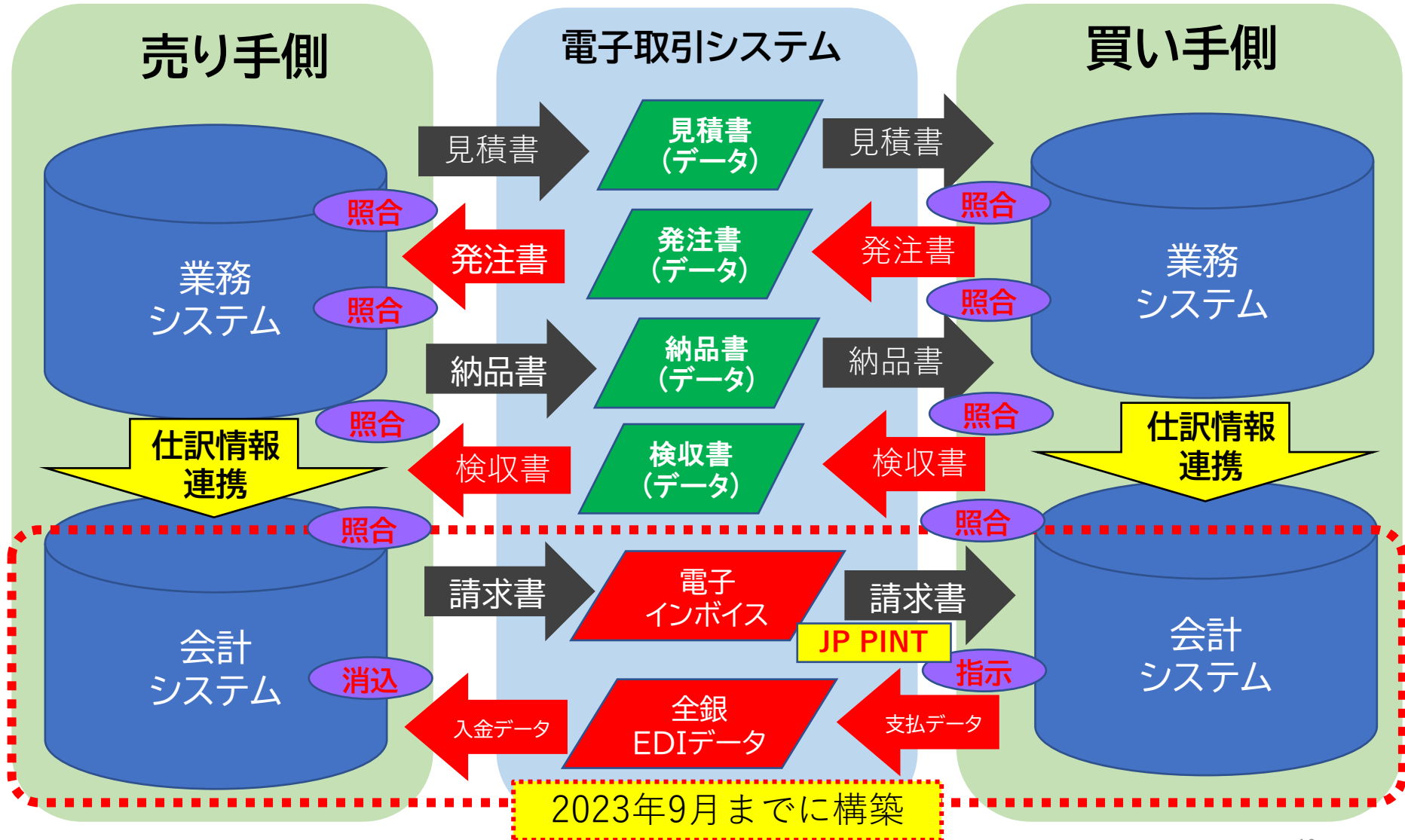
電子インボイスの普及に向けて、国際規格「Peppol(ペポル)※」に準拠した「JP PINT(日本標準仕様)」策定 ※2022年秋頃仕様公開



「デジタルインボイス推進協議会（以下、EIPA（エイパ））」は、中小・小規模事業者から大企業に至るまでの幅広い事業者が、容易に、かつ低コストで、デジタルインボイスのやり取りを行うことが可能となるよう、「Peppol（ペポル）」という国際標準仕様をベースとした日本におけるデジタルインボイス(標準化され構造化された電子インボイス)の標準仕様について、関係省庁等と連携し、必要な検討を進めています。

※「Peppol」は、電子インボイスなどの電子文書をネットワーク上で授受するための国際的な標準規格です。欧州各国をはじめ、シンガポール、オーストラリアなどで採用されており、「Peppol」に基づく電子インボイスの国際的な利用が進んでいます

消費税インボイス制度の電子化による対応 【業務処理全体の電子化のイメージ】



ご清聴ありがとうございました



電子帳簿保存法対応「電子化実践マニュアル」
令和4年6月20日販売開始
税務研究会出版局

SKJコンサルティング合同会社

業務執行社員 袖山 喜久造

SKJ総合税理士事務所

所長・税理士 袖山 喜久造

税理士 龍 真一郎 税理士 坂本 真一郎

千代田区神田須田町1-2-1カルフル神田ビル8階

☎03-3525-4688(代表)

Copyright © SKJ/Office-2022 all right reserved
HP: <http://tax-wave.com/>

